

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

一宮温泉病院 訪問リハビリテーション事業所

1. 一宮温泉病院訪問リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所概要

名 称: 一宮温泉病院 訪問リハビリテーション事業所

所 在 地: 山梨県笛吹市坪井 1745

介護保険指定番号: 1911810065

サービス提供地域: 笛吹市全域、甲州市全域、山梨市(牧丘、三富地区は除く)

甲府市東部(琢美地区・東地区・里垣地区・玉諸地区)

※エリア外は要相談

(2) 一宮温泉病院訪問リハビリテーション事業所の職員体制

○管 理 者: 1名(医師)

<業務内容> 医療・管理

○機能訓練指導員: 理学療法士・作業療法士もしくは言語聴覚士の常勤 1名以上

<業務内容> 訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリ提供

(3) 営業時間等

月曜日～土曜日	AM 8:30～PM 17:30
定休日	日曜日・年末年始休業・祝祭日
※定休日及び時間外の利用についてはご相談下さい。	

2. サービス内容

訪問リハビリテーション(ご自宅まで訪問いたします)

心身機能の維持・回復を目的に、ご利用者様に適した訓練プログラムや、ご家族様への必要な助言・指導等を理学療法士または作業療法士が評価・作成・実施致します。

尚、本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、移動の困難な場合、ご利用中止をお願いします。

3. お支払い方法及び注意事項

利用料のお支払いは、原則として口座引落とさせていただきます。

毎月末日締めにて、翌月 25 日に前月分の利用料を銀行口座より引落となります。引落日が休日の場合は、翌日となります。(口座引落が困難な場合には、ご相談下さい。)

※当サービスで介護保険給付を受けるには、3ヶ月に 1 回かかりつけ医師による診療が必要となりますので、ご了承の上ご協力をお願いします。

4. サービスの終了方法

(1)ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出下さい。

(2)当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知致します。

(3)自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

※ ご利用者様が介護保険施設に入所された場合

※ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ ご利用者様がお亡くなりになられた場合

(4)その他

※当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様、ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事が出来ます。

(5)※別紙参照 (訪問リハビリテーション実施における注意点、連絡事項あり)

5. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

6. 苦情処理

提供した訪問リハビリテーションに対するご利用者又はご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善処置、ご利用者またはご家族に対する説明、記録整備その他の措置を講じます。

相談窓口・苦情担当

① 事業所相談窓口

担 当:一宮温泉病院 訪問リハビリテーション 担当:保坂 圭亮

電 話:0553-47-3131

②山梨県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当

電 話:055-233-9201

③関係市町村介護保険相談窓口

笛吹市 介護保険課:055-261-1903

甲府市 介護保険課:055-237-5473

山梨市 介護保険課:0553-22-1111

甲州市 介護保険課:0553-32-5607

7. 事故発生時の対応

- (1)ご利用者に対する訪問リハビリテーションにより事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、当該利用者に係わる指定居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故の内容及び対応内容を記録する。
- (2)ご利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに対応する。
- (3)事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3)虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1)事業者内において行われる優越的は関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2)ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

10. 感染症の予防及びまん延防止について

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 利用料等その他の費用の額

- (1) リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
一律1回170円とする。

13. 当事業所母体組織の概要

母体施設名 医療法人 桃花会 一宮温泉病院
代表者氏名 理事長 田中 真喜
所在地 山梨県笛吹市一宮町坪井 1745
電話番号 0553-47-3131
事業内容 入院・外来・往診診療

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 山梨県笛吹市一宮町坪井 1745
名称 医療法人 桃花会 一宮温泉病院 訪問リハビリテーション事業所
(説明者)氏名 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人・ご家族)

住所 _____

氏名 _____ 印

訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ料金表

(基本サービス費)

1) 訪問リハビリテーション費 (1回につき=20分)

令和6年6月1日 改定

訪問リハビリテーション (要介護)	308円/20分 2割負担の場合616円/20分・3割負担の場合924円/20分となります。
当院への計画作成の診療が非実施の場合 (要介護) 未実施減算	258/20分 2割負担の場合516円/20分・3割負担の場合774円/20分となります。
当院への計画作成の診療を行った場合 (介護予防) ※利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります。※30単位/回の減算。 ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算(30単位/回)は行わないこととされています。	298円/20分 2割負担の場合596円/20分・3割負担の場合894円/20分となります。
当院への計画作成の診療が非実施の場合 (介護予防) 未実施減算	248/20分 2割負担の場合496円/20分・3割負担の場合894円/20分となります。

(加算単位)

1) リハビリテーションマネジメント加算

リハビリテーションマネジメント加算 (イ) ※リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告します。	180円/月 2割負担の場合360円/月・3割負担の場合540円/月となります。
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) ※(イ)の要件に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出します。	213円/月 2割負担の場合416円/月・3割負担の場合639円/月となります。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明をし、利用者の同意を得た場合 ※加算(イ)又は(ロ)に加え270単位を加算	270円/月 2割負担の場合540円/月・3割負担の場合810円/月となります。

2) 短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)

短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)または要介護認定をうけた日から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行った場合に算定いたします。	200円/日 2割負担の場合400円/日・3割負担の場合600円/日となります。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)または要介護認定をうけた日から3ヶ月以内に集中的なリハビリテーションを行った場合に算定いたします。※1週に2日を限度	240円/日 2割負担の場合480円/日・3割負担の場合720円/日となります。

3) サービス提供体制加算

サービス提供体制加算 (I) ※勤続年数が7年以上の職員がいる場合に算定する加算です。	6円/20分 2割負担の場合12円/日・3割負担の場合18円/日となります。
--	---

4) 中山間地域加算

中山間地域加算 ※上記加算取得の場合は交通費はなしとする。	基本単位の5%
----------------------------------	---------

5) 退院時共同指導加算

退院時共同指導加算 ※理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合 ※当該退院につき1回に限る	600円/回
---	--------

6) 口腔連携強化加算

口腔連携強化加算 ※口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報共有した場合 ※1月に1回限度	50円/回
---	-------

7) 移行支援加算

移行支援加算 ※終了後の情報を介護支援専門員から情報共有を受けることや、当事業所の訪問リハビリを利用終了し社会参加等を支援した利用者の占める割合があ5%を超えるなど厚生労働省が定める基準に適合する場合	17円/日
---	-------

8) 交通費について

通常事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。 ※サービス提供地域エリア外の場合	一律 170円/回
--	-----------

※口座引き落としにて、手数料が発生致します。手数料に関しましては利用者様ご負担でお願いしております。金額に関しては、金融機関にて異なるため、以下の金額の確認も宜しくお願い致します。
(山梨中央銀行の場合：110円、その他の金融機関の場合：165円)

<実際の1ヶ月利用した場合の金額>

(基本単位)	1回(20分)	円	×2回(40分実施)	×月	回	=	円	
(加算単位)	リハビリテーションマネジメント加算					=	円	
	短期集中リハビリテーション実施加算					=	円	
	サービス提供体制加算					=	円	
	中山間地域加算					=	円	
	口座引き落とし手数料					=	円	
1ヶ月あたり合計：約								円

(※注意※)

上記金額はあくまで概算となります。利用時間、回数に応じて変動いたします。利用料請求の際には確定金額を記載した明細書を発行いたしますので、ご確認の程宜しくお願い致します。

訪問リハビリ実施における注意点・その他連絡事項

1) 訪問リハビリ実施においては当院の医師の定期的な受診が必要となります。

→定期的な期間：最低3カ月に1回の頻度

○今回の受診日または受診予定日： 月 日

○次回の受診期限の目安： 月 日

※上記の期限（目安）までに受診が出来ないと、
訪問リハビリを実施する事が出来ませんのでご承知おきください。

例えば・・・

1月1日 当院受診・往診実施 ⇒ 次回受診期限は3月31日

しかし・・・

次回受診日が4月10日であった場合は、4月1日～10日の期間は実施できません

2) 急な休みの連絡・今日キャンセル料について

急なお休みの場合は以下の時間帯までに連絡をよろしくお願い致します。

直前の連絡や、訪問した際に不在の場合は、キャンセル料が発生いたしますのでご承知おきください。

<連絡時間について>

訪問予定時間が午前の場合：当日のAM9:00まで

訪問予定時間が午後の場合：当日のPM12:30まで

※キャンセル料金は、訪問リハビリ料金の自己負担割合に基づく1回分の金額となります。

3) その他

①当事業所の訪問は複数担当制で実施致します

当事業所は理学療法士、作業療法士が複数名在籍し各専門的な視点で利用者様の支援をさせていただきます。その為、固定した担当の訪問ではなく複数スタッフのローテーションでの訪問を実施致します。

②当事業所の訪問リハビリテーション事業所方針（サービス終了方法について）

当事業所は居宅サービス計画書を基に、短期目標、長期目標を立てて実施しております。在宅生活が安定し、目標達成状況に応じ判断し訪問リハビリテーションを検討とさせていただきます。

③口座振替の手続きについて

システムの都合上、20日を経過しての用紙の受領は当月の対応が出来ません。その為、大変ご迷惑をおかけいたしますが、初回の引き落としについては翌々月の対応となる事があり、2か月分の引落としとなる事がございますので予めご了承下さい。

※記載内容や印鑑の不備にて再度口座振替用紙の記載をお願いする事がございますのでご了承下さい。

その他ご不明な点がございましたら

担当者や初回訪問者に遠慮なく問い合わせをよろしくお願い致します。